

堺市シェアサイクル事業 仕様書

1 目的

本事業では、乗降者数の多い鉄道駅周辺へのサイクルポートの充実や目的地（市内集客施設等）へサイクルポートを拡充し、市内のサイクルポート間の密度を高め、市民や来訪者がシェアサイクルを移動手段とした回遊性の向上を図ることを目的とする。

※「堺市シェアサイクル実証実験」では、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に伴う周遊環境の向上への課題、既存の公共交通機関を補完する移動手段としての可能性、公設公営の「さかいコミュニティサイクル」の今後の方向性を明らかにするための検証を実施した。その結果、シェアサイクルが移動手段の1つとしての役割になることや回遊性の向上、地域の活性化に寄与することの効果を確認できた。一方で、利便性の高いサイクルポートの増設の必要性、自転車のメンテナンスやサイクルポート間で自転車の偏在の影響による利用機会の損失の課題が明確になった。

2 実施期間

協定書締結日から令和9年9月30日まで（運用開始は令和4年10月1日）

3 実施エリア

堺市シェアサイクル実証実験における既設エリアの実施を基に市域全体を対象とする。

※部分的なエリアのみでの事業実施は不可とする。

4 役割分担

（1）本市（実施主体）

- ・事業全体の総括
- ・本市が提供するサイクルポート用地の確保（各管理者との事前協議や手続き等）
- ・関係事業者（交通事業者、地元自治会（※1）等）との調整
- ・新規サイクルポート設置に関する周知
- ・市民等への周知（本市ホームページ、広報さかい等）

（※1）本市が提供するサイクルポート設置に係る地元自治会

（2）事業者（運営主体）

- ・事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、苦情対応等）
- ・施設及び器材（サイクルポート及び自転車等）の整備・維持管理、事業終了後の原状回復
- ・サイクルポート及びその周辺の違法駐輪対策
- ・民有地でのサイクルポートの確保
- ・利用者への周知・広報・利用率向上に向けた取組
- ・各種データの収集・整理・分析し、本市への提供
- ・満足度や交通行動の変化等に関する利用者へのアンケート調査の実施
- ・必要に応じて関係事業者（交通事業者、地元自治会等）との調整
- ・自転車活用による市事業への協力
- ・事業報告

5 事業に係る費用

- (1) 本事業の運営に要する費用はすべて事業者の負担とする。
- (2) 本市が提供するサイクルポート用地の使用又は占有に係る費用については、協議する。ただし、堺市シェアサイクル事業で採算の確保ができるまでは無償とし、単年度収支で採算の確保が見込まれる年度の翌年度から有償とすることを基本とする。なお、採算性の基準については、市に報告すること。
- (3) 堺市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 62 年条例第 9 号）第 29 条及び第 30 条第 2 項の規定により、事業に使用する自転車が撤去・保管された場合の費用は、事業者の負担とする。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、事業者が責任をもって対応処理すること。

6 料金、付帯事業、収支

- (1) 公共交通機関と同様の交通手段として多くの人に利用してもらえるよう適切な料金設定を行うこと。
- (2) デポジット料金を徴収する場合、事業期間の終了などを理由として、利用者が解約を希望するときは、利用者の求めに応じ、確実に料金を返金すること。
- (3) 本事業に付帯又は本事業から派生する事業を実施する場合は、事前に本市と協議の上、承認を得ること。
- (4) 本事業を独立した事業として継続的に採算が取れるように運営すること。
- (5) 本事業における利用料金収入は、全て事業者に帰属する。

7 利用方法等

- (1) IoT を活用し、利用者がどのサイクルポートでも自転車を借りることができ、借りたサイクルポートと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。
- (2) 利用者の個人認証を行うこと。
- (3) 登録情報の入力が必要最小限のものとすること。
- (4) 市内在住者、通勤・通学者、来訪者、外国人等、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- (5) 利用者登録は、スマートフォン等で様々な方法や場所での登録を可能とすること。
- (6) 多様な利用者に配慮し、多言語対応とすること。
- (7) 料金収受方法は、盗難や不正利用の防止、確実な決済を担保する観点を考慮し、クレジットカードや電子マネー、キャリア決済のうち 1 つ以上を利用できるようにすること。
- (8) 利用方法等は、利用者がわかりやすいような工夫を行うこと。

8 自転車の仕様

- (1) 自転車は、地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
- (2) 本市へ導入する自転車は、電動アシスト自転車とし、I C タグでの個体認証による施錠可能なものとする。
- (3) 自転車の位置情報が把握できるような機能を搭載すること。
- (4) 制御装置（ブレーキ）や警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した車両を使用すること。また、安全性、操作性、耐久性の高いものとすること。

9 サイクルポートの仕様

- (1) サイクルポートは、地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
- (2) サイクルポートには、原則として自転車ラックを設置すること。（自転車 1 台につき 1 基のラックとする。）また、サイクルポートに区画線を引く必要がある場合などは、他の区画と明確に区分すること。
- (3) サイクルポートの設置に係る手法について、各施設管理者や関係部署などと個々に協議すること。ただし、設置場所の管理者との協議において設置が認められない場合は本市と協議すること。
- (4) サイクルポート以外に自転車が返却出来ないシステムとすること。また、違法駐輪が起らないような工夫をあらかじめ行うこと。
- (5) サイクルポートは、原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- (6) サイクルポートは、設置及び撤去が容易なものとすること。
- (7) サイクルポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。
- (8) サイクルポートには、利用方法、事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の管理者に問い合わせることがないようにすること。
- (9) 事業終了後は、本事業で設置したサイクルポート及びその他の設備を撤去し、原状回復を原則とする。

10 事業実施エリア

- (1) 市域全体を対象とすること。
- (2) 堺市シェアサイクル実証実験の実施エリア（サイクルポート所在地 93 カ所は別紙参照）を原則継続させ、優先的に JR 阪和線鳳駅周辺、南海高野線北野田駅周辺、泉北高速鉄道線梅・美木多駅周辺や光明池駅周辺で新規エリアを展開すること。
- (3) 実施期間中、事業者は、本市に対し、公有財産等を使用したサイクルポート設置の提案を行うことを可能とする。
- (4) 民有地のサイクルポート設置を積極的に行うこと。ただし、民有地における附置が義務づけられた自転車駐車場へのサイクルポート設置は認めない。
- (5) サイクルポート候補地には基本的に電源がないため、電気使用にあたっては、事業者と電力会社との間で協議をすること。
- (6) イベント、違法駐輪、安全性等の理由により、設置したサイクルポートを撤去する必要がある場合は、事前に本市と事業者で協議を行う。
- (7) 事業者が本市の公有財産を使用して、サイクルポートを設置した場合において、公共施設の利用者への支障が生じたときは、当該公有財産の使用の中止を命ずることがある。
- (8) 実証実験時の既存サイクルポートは、利用者の利便性が極力低下しないよう順次入れ替えを行い、速やかに運用開始するものとする。ただし、民間で設置したサイクルポートについては、事業者が土地所有者と協議を行ったうえで、自主的かつ積極的に確保することとする。

11 運営方法

- (1) 事業の運営にあたっては、本市での事業における運営体制を確立させ、適正な人員を配置し、円滑な運営を行うこと。
- (2) 事業を実施するにあたり、トラブル防止や緊急時等の対応を速やかに行うため、管理責任者及び現場運営責任者を明らかにすること。

- (3) 利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、営業時間外についても、事故等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。
- (4) 配置している自転車に偏りが生じた場合は、利用者に支障をきたさないよう、台数を平準化するなど、サイクルポート間で自転車の再配置を工夫しながら行うこと。
- (5) 利用者に対して自転車を放置させないよう周知徹底し、自転車がサイクルポート以外の場所に放置された場合は、事業者が速やかに回収すること。
- (6) サイクルポートに本事業と関係のない自転車が駐輪されないよう工夫し、駐輪されていた場合は速やかに適切な対応を行うこと。また、サイクルポート設置場所及びその周辺は常に清潔に保ち、清掃を行うこと。
- (7) 事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (8) 利用者のケガや損害賠償事故（対人・対物）に対応する保険に加入すること。また、管理上の事故又は、業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。
- (9) 利用者の個人情報及び情報資産は、堺市個人情報保護条例等関係法令に基づき適正に管理すること。
- (10) 利用者に交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。また、ヘルメットの着用が普及するよう努めること。
- (11) 自転車には防犯登録を行うなど盗難対策を行うこと。
- (12) サイクルポートを設置した場合において、その全てのサイクルポートについて、第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、責任を持って対応すること。
- (13) 自転車等のメンテナンススタッフには、できる限り市内居住者を雇用することや、市内自転車店等事業者を活用するなど本市の経済活性化につながるよう配慮に努めること。
- (14) 資金調達、物価、金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、事業者の負担とすること。
- (15) メンテナンス不備やバッテリー切れに伴う利用機会の損失を減少させ、安全に利用できるよう、速やかに対応すること。

1 2 事業報告

- (1) 事業者は、実施状況、利用状況（登録者数、利用者数、利用時間等）、交通データ、その他の事業運営に係るデータを収集し、本市に提供すること。
- (2) 事業者は、必要に応じて利用者に満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を実施し、調査結果を本市に報告すること。
- (3) 事業者は、以下の報告書を本市に提出すること。

報告書	提出時期	内容
定期報告書	実施月の翌月 15 日まで	【毎月の実施状況】 ・自転車及びサイクルポートの状況（利用者数、利用回数、利用時間、回転率、自転車台数、サイクルポートの設置数、区別のポート密度及び利用状況等） ・利用者の移動データ ・利用者の事故や苦情等に関する事項 ・収支状況

		・その他堺市が指定する事項
年度報告書	各年度終了後 30 日以内	【各年度の実施状況（初年度は事業開始日から年度末まで）】 ・同上 ※令和 8 年度の報告書には、利用者の満足度等に関するアンケート実施結果を報告すること
最終報告書	事業終了後 30 日以内	【事業期間すべての実施状況】 ・同上

堺市既存ポート一覧				
No	区	設置場所	住所	民有地活用ポート
1	堺区	七道駅前第2自転車等駐車場	堺区三宝町1丁55	
2	堺区	堺東駅前瓦町公園地下自転車等駐車場	堺区北瓦町1丁1-15	
3	堺区	堺市駅前東第1自転車等駐車場	堺区北三国ヶ丘町8丁286-1	
4	堺区	三国ヶ丘駅前西第1自転車等駐車場	堺区向陵西町4丁11-9	
5	堺区	百舌鳥八幡駅前東自転車等駐車場	堺区向陵東町2丁12-11	
6	堺区	長塚古墳	堺区百舌鳥夕雲町2丁207-1	
7	堺区	さかい利晶の杜	堺区宿院町西2丁1-1	
8	堺区	堺市立人権ふれあいセンター	堺区協和町2丁61-1	
9	堺区	J-GREEN 堺	堺区築港八幡町145	
10	堺区	堺市立青少年センター	堺区柳の町西1丁3-19	
11	堺区	ポルトス堺（堺駅西口）	堺区戎島町4丁45	○
12	堺区	御陵前交差点	堺区南半町東1丁18	
13	堺区	ザピエル公園	堺区櫛屋町西1丁1	
14	堺区	イオンモール堺鉄砲町	堺区鉄砲町1番地	○
15	堺区	サイクルベースあさひ堺一条通店	堺区一条通5丁18	○
16	堺区	浅香山駅前東第1自転車等駐車場	堺区高須町3丁3	
17	堺区	浅香山駅前東第2自転車等駐車場	堺区北清水町3丁6	
18	堺区	湊駅前第2自転車等駐車場2階	堺区出島町2丁5-22	
19	堺区	堺市消防局	堺区大浜南町3丁1	
20	堺区	ザンスクエア堺	堺区田出井町698番62・74	○
21	堺区	OPH大浜	堺区大浜北町2丁6-10	○
22	堺区	堺市役所前	堺区南瓦町3-1	
23	堺区	OPH堺少林寺	堺区少林寺町3丁2-8	○
24	堺区	堺市駅前自転車等駐車場	堺区東雲西町1丁2-3	
25	堺区	堺市立健康福祉プラザ	堺区旭ヶ丘中町4丁3-1	
26	堺区	UR賃貸住宅 シティハイツ堺七道	堺区七道東町	○
27	中区	中区役所	中区深井沢町2470-7	
28	中区	ソフィア・堺	中区深井清水町1426	○
29	中区	東百舌鳥公民館	中区土塔町2363-23	
30	中区	深井駅前高架下自転車等駐車場	中区深井沢町3283	
31	中区	原池公園（正面入口横）	中区八田寺町320	○
32	中区	原池公園（野球場前）	中区八田寺町320	○
33	中区	サイクルヒーロー堺本店	中区新家町609-4	○
34	東区	白鷺駅前西第3自転車等駐車場	東区白鷺町1丁23	
35	東区	東区役所	東区日置荘原寺町195-1	
36	東区	関西みらい銀行大美野支店	堺市東区草尾1449-1	○
37	西区	阪堺電車石津北駐輪場（北）	西区浜寺石津町中1丁2	○
38	西区	阪堺電車石津北駐輪場（南）	西区浜寺石津町中1丁2	○
39	西区	上野芝駅前東第2自転車等駐車場①	西区上野芝町3丁1-646-4	
40	西区	上野芝駅前東第2自転車等駐車場②	西区上野芝町3丁1-646-4	
41	西区	上野芝駅前西第1自転車等駐車場	西区上野芝町4丁15-5	
42	西区	津久野駅前西第1自転車等駐車場	西区津久野町3丁2271-2	
43	西区	堺市立総合医療センター	西区家原寺町	
44	南区	三原台近隣センター	南区三原台3丁1	
45	南区	高倉台近隣センター	南区高倉台3丁2	
46	南区	晴美台近隣センター	南区晴美台1丁30	
47	南区	茶山台近隣センター	南区茶山台3丁22	
48	南区	槇塚台近隣センター	南区槇塚台3丁1	
49	南区	若松台近隣センター	南区若松台2丁1	
50	南区	青少年の家	南区片蔵32	
51	南区	泉ヶ丘市民センター	南区茶山台1丁7-1	
52	南区	泉ヶ丘駅前南第1自転車等駐車場	南区茶山台1丁2-12	
53	南区	泉ヶ丘駅前南第2自転車等駐車場	南区茶山台1丁1-14	
54	南区	泉ヶ丘駅前北第1自転車等駐車場（2階）	南区竹城台1丁2-6	

55	南区	泉ヶ丘駅前北第1自転車等駐車場（屋上）	南区竹城台1丁2-6	
56	南区	泉ヶ丘センタービル	南区茶山台1丁2-1	
57	南区	竹城台近隣センター	南区竹城台4丁1-1	
58	南区	宮山台近隣センター	南区宮山台3丁1	
59	南区	桃山学院教育大学	南区槇塚台4丁5-1	○
60	南区	茶山台団地①	南区茶山台2丁1	○
61	南区	茶山台団地②	南区茶山台2丁1	○
62	南区	高倉台団地	南区高倉台4丁1	○
63	南区	南区役所	南区桃山台1丁1-1	
64	南区	梅・美木多駅前南第1自転車等駐車場	南区原山台1丁1-1	
65	北区	浅香駅前自転車等駐車場	北区常磐町1丁	
66	北区	百舌鳥八幡駅前西自転車等駐車場	北区百舌鳥梅北町4丁233	
67	北区	フレスポしんかな①	北区新金岡町5丁1	○
68	北区	フレスポしんかな②	北区新金岡町5丁1	○
69	北区	サイクルベースあさひ三国ヶ丘店	北区百舌鳥赤畑町2丁45	○
70	北区	サイクルベースあさひ新金岡店	北区蔵前町2丁16-43	○
71	北区	堺市産業振興センター	北区長曽根町183-5	
72	北区	JR百舌鳥駅前東口ポート	北区百舌鳥赤畑町4丁257.258	
73	北区	堺市立のびやか健康館	北区金岡町2760-1	
74	北区	中百舌鳥駅前西第3自転車等駐車場2階	北区中百舌鳥町4丁93	
75	北区	中百舌鳥駅前西第2自転車等駐車場3階	北区中百舌鳥町5丁719-1	
76	北区	UR賃貸住宅 新金岡第一①	北区新金岡町1丁2番1	○
77	北区	UR賃貸住宅 新金岡第一②	北区新金岡町1丁2番1	○
78	北区	UR賃貸住宅 中百舌鳥公園①	北区中百舌鳥町6丁998番3	○
79	北区	UR賃貸住宅 中百舌鳥公園②	北区中百舌鳥町6丁998番3	○
80	北区	UR賃貸住宅 サンヴァリエ金岡①	北区東三国ヶ丘町3丁78番2	○
81	北区	UR賃貸住宅 サンヴァリエ金岡②	北区東三国ヶ丘町4丁83番1	○
82	北区	UR賃貸住宅 サンヴァリエ金岡③	北区東三国ヶ丘町2丁2303番5	○
83	北区	UR賃貸住宅 下野池	北区長曽根町545-5	○
84	北区	イオンモール堺北花田	北区東浅香山町4丁1番12	○
85	北区	関西みらい銀行浅香支店	北区東浅香山町1丁255-4	○
86	美原区	美原区役所	美原区黒山167-1	
87	美原区	美原区役所別館	美原区黒山167-9	
88	美原区	美原こども館いわき	美原区太井674	
89	美原区	美原こども館やかみ	美原区大饗160-1	
90	美原区	美原こども館みはらきた	美原区真福寺51-6	
91	美原区	みはら歴史博物館	美原区黒山281	
92	美原区	美原B&G海洋センター	美原区阿弥377-1	
93	美原区	堺市総合防災センター	美原区阿弥129	